

令和3年度 DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の強化について

本市では、令和3年9月に策定した「第5次京都市男女共同参画計画」において、「DV対策の強化」を重点分野に掲げ、関係機関と連携を図りながら、相談・支援、啓発等の取組を総合的に推進している。

平成23年10月には、DV対策の中核施設として「京都市DV相談支援センター（以下「DVセンター」という。）」を開所し、初期の相談から長期にわたる自立生活の促進に向けた支援を行っている。

また、DV根絶のための市民への普及啓発や学校における人権教育の推進、緊急避難場所の確保など被害者の保護、児童相談所をはじめとする各支援機関とのネットワークの構築など自立支援の充実等にも取り組んでいる。

<令和3年度の主な事業実績>

1 相談体制等

(1) DVセンターにおける支援の状況

ア 相談件数

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
電話	3,734	4,472	4,737	4,794	5,117	4,885
来所等	916	1,218	941	1,065	992	1,048
緊急ホットライン	82	80	110	103	86	104
合計	4,732	5,770	5,788	5,962	6,195	6,037

イ DV被害者への支援状況（令和3年度）

同行支援 代行支援	安全確保 (民間シェルター)	保護命令の 申請	DV相談証明書発行		法律相談	カウンセ リング
				うち住基閲覧制限		
284件	6件	11件	265件	177件	35件	67件

(2) ウィングス京都における相談件数

	30年度	元年度	2年度	3年度
女性への暴力専門相談（月・火・木～土曜日（祝日除く））	204	185	119	62
男性のためのDV電話相談（毎月第2，第4火曜日）	34	17	20	20

2 被害者支援について

(1) 京都市民間緊急一時保護施設補助金

京都府家庭支援総合センター等で満室等の理由により保護できない場合などに、DV被害者の安全確保のため一時保護を行う民間の緊急一時保護施設（民間シェルター）に対し、家賃補助を行う。

令和3年度実績：1,392,400円交付（3室×12箇月）

(2) 京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金

DVセンターからの依頼に基づき、民間シェルターや母子生活支援施設がDV被害者の緊急時における安全確保を行った場合に、運営団体に対して措置費を支給。

令和3年度実績：延べ19日間、213,780円交付

(3) 市営住宅優先入居

DV被害者の居住の安定による自立支援を目的として、DV被害者向けの市営住宅への優先入居を年4回（5月、7月、10月、1月）実施。

令和3年度実績：募集戸数30戸、応募件数0件、入居件数0件

(4) 「居場所づくり」

DVセンターの利用者を対象に、加害者から避難し、新しい生活を始める中で気軽に立ち寄りことのできる居場所づくりの催しを定期的実施。孤立しがちな被害者の回復過程における心理的サポートを行っている。

令和3年度実績：開催6回、参加者数10名

3 市民への普及啓発

(1) DV被害者支援シンポジウム

「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」（下記4参照）の主催により、DVをテーマとしたシンポジウムを毎年開催している。

令和3年度実績：11月12日～11月25日オンラインで開催 視聴回数 93回（その他研修として69名視聴）

基調講演「DV等により精神的課題に直面する人の理解と対応について」

佐藤 純（京都ノートルダム女子大学 現代人間学部教授）

(2) DV予防講座

DVに関する専門的な内容の講義や学校での相談事例についての検討、対応方法の助言を行う講座等を実施。

令和3年度実績：3回、参加者数376名

(3) 「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～11月25日）」期間中の取組

期間中に、幅広い層への周知・啓発を目的として、様々な取組を実施。

- ・パープルリボンキャンペーン（京都タワーライトアップ、啓発物品配布）
- ・二条城イルミネート
- ・分庁舎等でのパネル展示
- ・京都リビング新聞社広告掲載、地下鉄広告

4 関係機関との連携協力

DV被害者支援を円滑に実施するため、様々な関係機関と連携協力し、事案に即した具体的な支援策の協議や取組の連携の促進を図っている。

- ・府市合同により34機関で構成されている「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」において、全体会議と3つの実務者会議（相談部会、啓発部会、保護自立支援部会）を開催。
- ・市内を所管している警察署及び京都府警察本部生活安全対策課と被害者の安全確保に係る会議を開催。
- ・個々の実情に応じ、よりよい支援の向上に資するため、弁護士との連絡会を開催。
- ・DV防止法に基づく保護命令事件の適正・迅速な処理のため、京都地方裁判所開催の関係者会議において保護命令に係る審理及び手続きに関する諸問題について協議。